

旭川市介護保険施設等指導監査要綱

第1 目的

この要綱は、旭川市（以下「実施機関」という。）が、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに基準該当サービス事業者及び基準該当介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）又はこれらの者であった者に対して行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29の規定に基づく指導及び監査（法第8条に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院並びに法第8条の2に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護に係る指導及び監査を除く。）並びに第1号事業指定事業者に対して行う指導及び法第115条の45の7の規定に基づく監査に関する基本的事項を定めることにより、これらの指定居宅サービス事業者等及び第1号指定事業者（以下「介護保険施設等」という。）の介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導

1 指導方針

介護保険施設等に対し、各種指導形態によって、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの取扱いや、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

2 指導形態

指導形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導の内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

ア 運営指導の形態

運営指導は、介護保険施設等の関係者から提出された関係書類等の内容を確認し、ヒアリング等を面談形式で行う。なお、(ア)～(ウ)の実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

(ア) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

(イ) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（(ウ)に関するものを除く。）

(ウ) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。

ウ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記ア(ア)から(ウ)については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「運営調書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別毎の運営調書については別に定める。

3 指導対象

指導は全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については、一定の方針に基づき実施する。

(1) 集団指導の対象

原則全ての介護保険施設等を対象とする。なお、実施機関は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図れるよう努める。

(2) 運営指導の対象

実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう実施機関が、介護保険施設等を選定する。

4 指導方法等

(1) 集団指導

ア 実施通知

指導対象の介護保険施設等を決定したときは、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により、当該介護保険施設等に対して原則として2月前までに通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、北海道等と合同で実施することを検討する。

また、集団指導を実施する場合、その内容について北海道管内での整合を図るため、相互に事前の情報提供を行う等、連携を図るものとする。

なお、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 実施通知

指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として1月前までに通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- (ア) 運営指導の根拠規定及び目的
- (イ) 運営指導の日時及び場所
- (ウ) 指導担当者
- (エ) 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
- (オ) 準備すべき書類等
- (カ) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

イ 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

運営指導に当たっては、指導対象となる介護保険施設等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付費等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

ウ 指導方法

関係書類を確認し、管理者及び関係職員との面談形式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セ

セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、介護保険施設等の過度の負担とならないよう十分に配慮する。

エ 運営指導の留意点

(ア) 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、運営調書を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と実施機関双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

(イ) 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

(ウ) 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。

(エ) 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とし、自治体が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。

また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

オ 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人当たり1名～2名の利用者についてその記録等を確認する。

カ 指導体制

2名以上をもって編成する。

キ 指導結果の通知

運営指導の結果については、後日、文書によって通知する。

ク 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、改善状況報告書の提出を求める。

ケ 自主点検に伴う自主返還

運営指導の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し、過誤による調整を要する事項があると認められた場合は、当該事項に係る自主点検の実施及び過誤の調整等による自主返還を指示する。

コ 監査への変更

運営指導を実施中に次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を実施し、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (ア) 実施機関が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (イ) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (ウ) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (エ) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

サ 指導に当たっての留意点

- (ア) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。
- (イ) 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- (ウ) 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (エ) 運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (オ) 運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

第3 監査

1 監査方針

監査は、介護保険施設等について、法第77条、第78条の10、第84条、第92条、第115条の9、第115条の19、第115条の29及び第115条の45の9の規定に基づく指定の取消し若しくは効力の停止、法第76条の2、第78条の9、第83条の

2, 第91条の2, 第115条の8, 第115条の18, 第115条の28及び第115条の45の8の規定に基づく勧告・命令等(以下「行政処分等」という。)に該当すると認められる場合, 若しくはその疑いがあると認められる場合, 介護報酬の請求について, 不正若しくは著しい不当が疑われる場合, 又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定基準違反等」という。)又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者(以下「利用者等」という。)について高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき実施機関が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)において, 実施機関が当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ, 出頭を求め, 又は当該職員に関係者に対して質問させ, 若しくは当該介護保険施設等に立ち入り, その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「立入検査等」という。)を行い, 事実関係を的確に把握し, 公正かつ適切な措置を執ることを主眼とする。

2 監査の実施

監査は, 次のいずれかに該当する場合に随時実施する。

- (1) 介護保険施設等において, 介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合, 指定基準違反等や利用者等の人格尊重義務違反があると認められる場合, 又はその疑いがあると認められる場合
- (2) その他, 必要があると認められる場合

3 監査方法

(1) 実施通知

実施機関は, 監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは, 次に掲げる事項を文書により, 監査開始時に通知する。なお, 法第23条により運営指導を実施中に監査に移行した場合, 又は緊急に監査を実施する必要がある場合は, 口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

ア 監査の根拠規定

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 監査対象介護保険施設等の出席者(役職名等で可)

オ 必要な書類等

カ 虚偽の報告又は答弁, 検査忌避等に関する罰則規定

(2) 情報提供等

実施機関は, 監査の実施に当たっては, 事前に, 関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者

等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

4 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

監査に当たっては、監査対象となる介護保険施設等の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付費等対象サービスの担当者、介護給付費請求担当者等の関係職員（従業者であった者を含む。）の出席を求める。

5 監査体制

2名以上の班を編成し、原則として、班長は主査以上の職員が担当する。

6 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、次に掲げる行政上の措置をとるものとする。

（1）勧告

介護保険施設等に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書によりとった措置について報告を求める。

（2）命令

介護保険施設等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示する。

なお、命令した場合は当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書によりとった措置について報告を求める。

（3）指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合には、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

7 聴聞等

監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

8 行政上の措置の通知

取消処分等を行ったときは、当該介護保険施設等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知する。

なお、取消処分等に至らないと認められる場合には、運営指導に準じた指導をする。

9 行政上の措置の公示等

監査の結果、取消処分等を行ったときは、法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20及び第115条の30並びに第76条の2第4項、第78条の9第4項、第83条の2第4項、第91条の2第4項、第115条の8第4項、第115条の18第4項、第115条の28第4項及び第115条の45の8第4項の規定に基づき、速やかにその旨を公示するとともに、北海道に対し連絡する。

10 経済上の措置

(1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

実施機関が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

上記(1)の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

第4 監査に当たっての留意事項

1 都道府県内の連携等

実施機関は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し第3の6「行政上の措置」を行う場合には、事前に都道府県知事に情報提供を行う。

2 厚生労働省への報告

実施機関は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

第5 その他

指導及び監査に関し、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。